



弁護士 庄司俊哉

97

## 判例から見る 労働トラブルの 防止対策



### 「労働時間」かどうかの再確認を お勧めします

働き方改革の一環として、使用者に労働時間の把握について義務化が図られました（労働安全衛生法第6条の8の3など）。また令和2年4月以降に発生した賃金請求権の消滅時効が3年に延長されたため、予期せぬ時間帯が「労働時間」とされ残業請求を受けること、支払額が高額となるリスクが生じました。そこで今回は、使用者が「労働時間ではない」と誤解しやすい事例を解説いたします。

①更衣所での作業服及び保護具等の装着・準備体操場までの移動時間

により労働者が業務に従事する時間は「労働時間に当たる」ということは、厚生労働省が最高裁の判断をもとに、H29・1・20「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」でも記載している基準です。そして①は「使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間」といえますので、「労働時間」ということにあります。

②昼の休憩時間とされているが、電話がかかってきたら直ちに応対しなければならない時間

「自分の判断で残業したのだから、労働時間ではないのではないか」とお考えになられたかもしれません。しかし上司などが積極的に帰社・退去を指示しないまま、労働者が業務を続けていた場合、裁判では「使用者から默示の業務指示・許可があ

りません。よって「自宅から作業現場に直行」という場合の移動時間は、労働時間ではありません。また「出張先までの移動時間」についても、

「移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合」には、「労働時間」とはされていません。

通勤時間は、労務を提供するための準備時間であり、労働者が自由に利用できるため「労働時間」ではありません。よって「自宅から作業現場に直行」という場合の移動時間は、労働時間ではありません。また「出

④使用者が指定する社外研修について、休日に参加するよう指示され、後日レポートの提出も課されるなど、実質的な業務指示で参加する研修時間

これは厚労省のホームページ上のリーフレット「労働時間の考え方・研修・教育訓練等の取扱い」において「労働時間に該当する事例」として紹介されている例です。研修・教育訓練が、業務上義務付けられていない自由参加のものであれば、労働時間には該当しません。しながら「不参加」が業務上のペナルティ（減給や低評価等）となったり、習得が業務を行う上で必須の研修である場合（先輩社員の業務従事状況を見学しなければ実際の業務に就くことができない場合等）には、「実質的な業務指示がある」といえるので、研修等の参加時間は「労働時間」に該当します。

⑤朝、事務所で打ち合わせをした後、自動車で作業現場まで移動時間

この検討する際に最も重要な知識は「労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のこと」とい、使用者の明示又は默示の指示

についての知識をご確認いただき、ご自身の会社の業務について「労働時間」かどうかにつき、今一度、再確認されることをお勧めします。（庄司法律事務所所長 元愛知労働局紛争調整委員）

イラスト・源 安孝